伊藤　透　大重　初起
梶浦　俊一　佐藤八十一
塚原　定雄　松本　茂
山下　光雄　横畠　武常
従六位に叙する（各通）
小山　勇　畠山　貢
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上七月六日）
（豊橋技術科学大学名誉教授）
正七位
（神戸大学名誉教授）
従四位に叙する（各通）
正五位に叙する
正八位
鈴木　睦美
橋本　文男
従五位に叙する（各通）
池田　成治　小田切昭三
知念　佑純　辻本　諭
正六位に叙する（各通）
上野　恒夫　男澤　儀雄
白久　克治　寺田　昭信
松岡　政孝　柳原　伸
従六位に叙する（各通）
大槻　常夫　富田　健次
正七位に叙する（各通）
二宮　葵　藤森　久
従七位に叙する（各通）（以上七月七日）
（筑波大学名誉教授）
従七位
（熊本大学名誉教授）
従四位に叙する（各通）
正五位に叙する
甲斐根康三　鈴木　博文
西森　正進　山中　義一
従五位に叙する（各通）
従七位
國枝　孝　椎名　誥亮
田島　邦雄　那須　春彌
藤原　保雄　町田　進
正六位に叙する（各通）
井尻　頼明　市川　芳晴
冨田　巖　廣瀬正四郎
松尾　隆志　溝口　辰造
吉原　正治　渡邊　晃
従六位に叙する（各通）
大橋　榮次
清水　孝
八木　忠夫
森　優
佐々木　靖
小林陽太郎
森　晴秀
大野田　武
稲葉　宗敏
坪田　勝治
吉田　秀治
岩永　静馬
高津戸博志
五明　勇
安井　八郎
森内　建夫
小林　豊
豊島　正吉
小林　千重
枝村　勝成
小二田雅英
古澤　孝
前野　榮治
今井　藤一
根岸　正雄
長谷川正道
折田　馨一
白崎　孝和
山川　富三
水上　敏彦
矢澤　清
得永覚志朗
高嶋　豊
前田　修
八木　忠夫
大坪　勝
下ノ村善彦
橋口　和典
白井　久
藤川　吉孝
山野辺　薫
大木昭一郎
鯨井　孝一
高橋　等
岩田　善輔
辻井　康夫
米原　盛義
渡辺喜八郎
米田　稔
下河原道久
奈良　敬
田邊　重雄
三浦　勇
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（各通）
（七月九日）
従五位に叙する
正六位に叙する（以上七月十日）
従六位に叙する
正七位に叙する（以上七月十一日）
従五位に叙する（七月十三日）
○叙勲
旭日単光章を授ける（七月五日）
旭日小綬章を授ける
旭日単光章を授ける（以上七月六日）
旭日双光章を授ける
旭日単光章を授ける（以上七月七日）
旭日双光章を授ける（各通）
旭日単光章を授ける（各通）（以上七月八日）
赤澤　芳文
須田　英夫
中野　三郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
須藤　信行
松坂　嘉和
（准陸尉）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月五日）
（京都市立芸術大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
大橋　榮次
塚原　定雄
松田　兆平
瑞宝双光章を授ける（各通）
梅原　昇　佐藤八十一　高橋　勝見
㚟山　好博　横畠　武常
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月六日）
（神戸大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける（各通）
池田　成治　田口　聰
二宮　葵　橋本　文男
柳原　伸　吉田　秀治
瑞宝双光章を授ける（各通）
渡辺喜八郎　澤　誠作
富田　健次　長田　誠
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月七日）
鈴木　博文
瑞宝小綬章を授ける
井尻　頼明　國枝　孝
橋口　和典　藤川　吉孝
瑞宝双光章を授ける（各通）
石原　秀男　市川　芳晴
柘植　節男　安井　八郎
渡邊　晃　山田　正大
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月八日）
小林　豊　酒本　静磨
瑞宝双光章を授ける（各通）（七月九日）
豊島　正吉
瑞宝小綬章を授ける（七月十日）
古澤　孝
瑞宝双光章を授ける（七月十三日）
江村　良郎　黒宮　隆
高橋　良策　塚田　定男
野川　齊　平井　正利
高木　正利
三浦　弘海
片岡壽久留
畠山　貢
松本　茂
平田　自一
高嶋　豊
前田　修
八木　忠夫
下ノ村善彦
長田　誠
高津戸博志
山田　正大
下河原道久
米田　稔

皇室事項

行啓

皇后陛下は、八月八日午前十時四十二分御出門、21_21 DESIGN SIGHT企画展「テマヒマ展〈東北の食と住〉」を御覧のため、21_21 DESIGN SIGHT（港区）へ行啓、同十一時四十分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年8月13日

中国地方整備局長　戸田　和彦

道路の種類	路線名	区　間
一般国道	188号	光市光井一丁目13番2から同市中央二丁目11番3までの上下線
		光市中央五丁目7番13から同市中央五丁目5126番1までの上下線

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十四年七月二十六日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定に基づき公告する。

平成二十四年八月十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
北海道根室市	根室市駒場町一丁目三十六番地一確定測量図及び調査簿	北海道根室市駒場町一丁目の一部
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業東日本支社	武蔵野操車場跡地地区街区・画地出来形確認測量図	埼玉県吉川市大字木売、大字高富、大字高久、大字中曽根、大字道庭の各一部
袋井地域土地開発公社	山科東工業団地確定測量図及び調査簿	静岡県袋井市山科の一部、袋井市下山梨の一部